

福島市書かない窓口で使用する申請書等の様式の特例に関する規則をここに公布する。

令和8年1月7日

福島市長 馬 場 雄 基

福島市規則第1号

### 福島市書かない窓口で使用する申請書等の様式の特例に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、書かない窓口（職員が来庁者からの聞き取りにより申請書等を作成する窓口支援システムをいう。以下同じ。）で使用する申請書等の様式について、その特例を定めるものとする。

#### (申請書等の特例)

第2条 書かない窓口では、市の規則の規定にかかわらず、当該規則で定める申請書等の様式に準じて市長が別に定める様式を使用することができる。

#### (その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。